

第I編 総則

第Ⅰ編 総則 目次

第Ⅰ節 本計画の目的	1
第Ⅱ節 地域の概要	2
1. 自然的条件	2
(1) 位置及び地勢	2
(2) 地形・地質	2
(3) 活断層	3
(4) 気 象	4
2. 社会的条件	5
(1) 人口等	5
(2) 交通網	5
(3) 土地利用	6
(4) 文化財等	6
第Ⅲ節 災害のおそれのある区域・箇所、災害履歴	7
1. 法的規制等	7
(1) 水防区域	7
(2) 砂防指定地	7
(3) 地すべり防止区域	7
(4) 急傾斜地崩壊危険区域	8
(5) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	8
(6) 山地災害危険地区（治山）	8
(7) 防災重点農業用ため池	9
(8) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域	9
(9) 防火・準防火地域	9
2. 地震災害危険要因等	9
(1) 危険物等災害	9
(2) 社会的混乱	10
3. 災害履歴	10
(1) 風水害	10
(2) 地震災害	11
第Ⅳ節 災害の想定	12
1. 地震災害	12
(1) 想定地震	12
(2) 被害想定	13
2. 風水害	16
3. その他の災害	18
第Ⅴ節 防災に関する基本方針	19
1. 行政の責務と市民の心がまえ	19
2. 防災施策の大綱	20

(1) 災害に強いまちづくり.....	21
(2) 災害に備えた防災体制の確立	22
(3) 地域防災力の向上	22
第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	24
1. 香芝市	24
2. 奈良県	25
3. 指定地方行政機関	26
4. 自衛隊	29
5. 指定公共機関	29
6. 指定地方公共機関	30
7. 公共的団体・機関	31
第7節 市民・事業所の基本的責務.....	33
1. 市民の役割.....	33
(1) 個人の役割	33
(2) 自主防災組織の役割	34
2. 事業所の役割	34
(1) 災害予防計画	34
(2) 地域への貢献	34
(3) 応急対策活動への協力	34
第8節 計画の修正及び周知徹底	35
1. 計画の修正.....	35
2. 計画の周知徹底	35

第Ⅰ節 本計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務を中心として、市域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守り、もって市民生活の安全を保護することを目的とする。

その内容はおおむね次のとおりとする。

1. 本市に係る防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
2. 市域に係る災害に関する予報、または警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生等災害予防及び災害応急対策、災害復旧に関する事項
3. 前各号に掲げるもののほか、防災に関し必要な事項

なお、この計画は、過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基本に災害を想定し、次の事項について定める。

第Ⅰ編 総則	計画の目的を明らかにし、市及び関係機関等の責務と災害に対して処理すべき事務または業務の大綱を定める。 また、現在及び将来を見通した香芝市における防災行政の基本となる“防災ビジョン”を明らかにする。
第2編 災害予防計画	地震、風水害をはじめとする各種災害の未然防止対策、被害を最小限に止めるための措置、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
第3編 地震災害応急対策計画	大規模な地震災害に対応するため、災害を想定しての防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
第4編 風水害等応急対策計画	風水害、土砂災害、その他の災害に対応するため、災害が発生し、または発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
第5編 災害復旧・復興計画	災害が発生した後の公共施設及び市民生活を復旧・安定化させるための措置を定め、地域社会復興のための基本方針を定める。
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震の発生に伴う対応について定める。
資料編	各対策の実施に必要な法令・様式・資料等を収録する。

第2節 地域の概要

1. 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本市は奈良県の北西部に位置し、金剛生駒山系の山々の緑豊かな山すそに広がっている。古くから交通の要衝として開け、住宅都市として発展している。

本市の概要は下表のとおりである。

■本市の概要

人 口		78,668人(令和5年3月末)	
面 積		24.26km ²	
地 勢	位 置	東経135°41'55" 北緯34°32'29"	
	範 囲	東西7.27km	南北6.27km
	標 高	最高275.5m	最低40.0m

(2) 地形・地質

本市の地形は、大別して山地、丘陵地、扇状地、低地に分類される。
また、地質は地形に対応している。

ア. 山地(明神山地・二上山地)

明神山地は市域の北西部に位置している。大和川狭窄部の南側で北東－南西方向にのびる小起伏山地である。王寺町に近い北東部は花崗岩よりなるが明神山付近は安山岩質の火山岩からなる。山地の南西側は新屋敷から関屋方向の丘陵地に面する一連の急斜面となっている。この山麓線に沿って丘陵を構成する大阪層群の地層は50度以上南東に傾斜し明神山地の隆起に伴うひきずりを示している。すなわち明神山地の南東斜面も構造的急斜面である。山頂の小起伏面は大きく見て二段に分けることができる。明神山を中心とする小起伏面は標高約200～280mにあり、北東部の花崗岩地域を中心に発達するものは140～180mにあり、起伏も相対的に小さく宅地開発が進んでいる。

二上山地は市域の西南部に位置する。二上山の雄岳、雌岳は本市に隣接する葛城市に属している。地質は新第三紀の火山活動による安山岩(讃岐岩)や流紋岩等の火山岩よりなる。市域では起伏量200m以下の小起伏山地であるが浸食されて谷が刻まれているところもある。

イ. 丘陵地(香芝丘陵・馬見丘陵)

香芝丘陵は市域の西部、明神山地の南側に接している。香芝インターチェンジ西方は安山岩質の火山岩よりなる平頂峯がやや突出している。その北東の白鳳台及び西部の関屋

付近は、大阪層群よりなる小起伏地であったが宅地造成が進んでいる。香芝丘陵の西南域は二上層群の凝灰石よりなり、傾斜した凝灰岩層が選択的な浸食を受けて屯鶴峯の景勝地を形成している。

馬見丘陵は市域の東部に位置する大阪層群よりなる小起伏丘陵である。市域における標高は50～70mであり、風化や浸食により多数の小谷が形成されていたが大規模な宅地開発が進んでおりもとの地形はほとんど見られない。

ウ. 扇状地（二上山麓扇状地）

二上山麓扇状地は市域の南西部において、二上山地東麓から葛下川低地に接している。本地形区は段丘化した扇状地及び現成の緩傾斜扇状地よりなる。近鉄大阪線の二上駅、近鉄下田駅付近には現扇状地面との比高5m内外のややくさり礫化した扇状地礫よりなる段丘化した扇状地があり、中位砂礫台地となっている。

また、二上山麓の二上神社付近から段丘化した扇状地が北東方向に発達しているが、これは上記の中位面よりもまとまりのある分布を示すもので、下位砂礫台地とされている。

エ. 低地（葛下川低地）

葛下川低地は市域中央部に位置しており、葛下川に沿う東部縦谷地域から東南部に開ける標高 50～60mの低平地帯である。地質は砂がち堆積物である。鳥居川、初田川、熊谷川等が本流葛下川に合流して豊かな沖積を形成している。

(3) 活断層

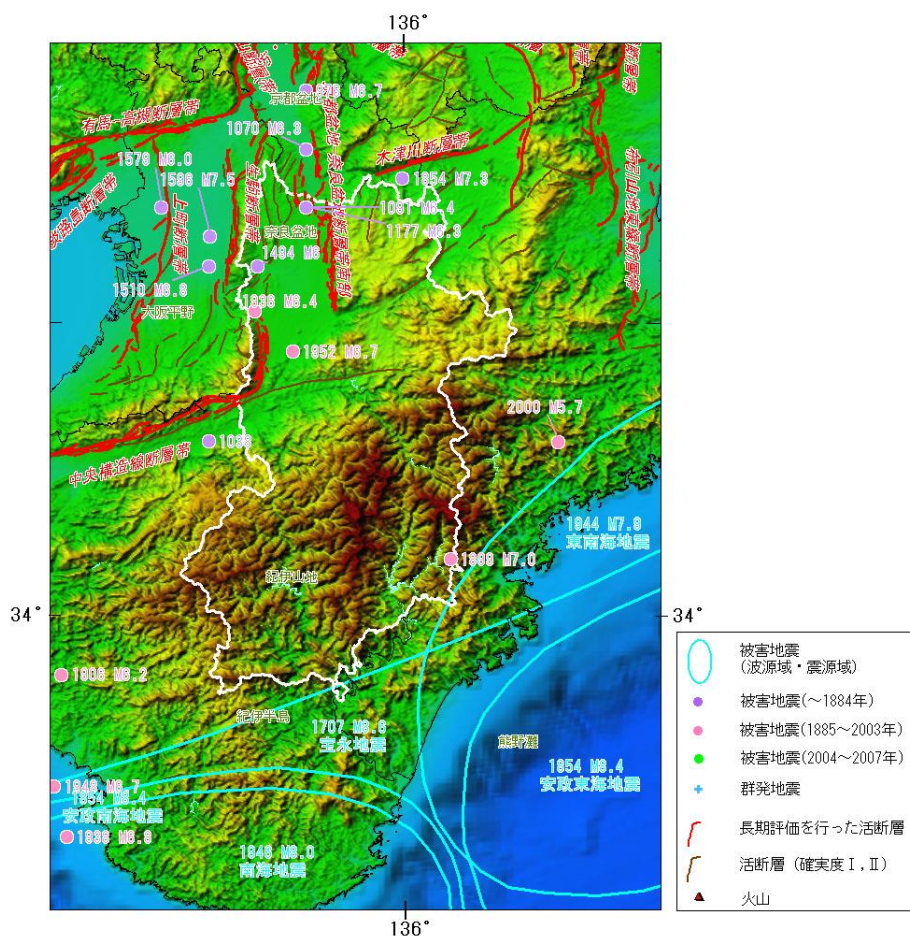
本市付近の活断層としては、市南部にある金剛断層があり、確実度はⅠ、活動度はBである。

■市域周辺の活断層

断層名	確実度	活動度
金剛断層	Ⅰ：確実な活断層	B：平均変位速度が0.1m／千年以上、1m／千年未満

資料：奈良県地域防災計画

■奈良県とその周辺の主な活断層及び被害地震



出典:地震調査研究推進本部

(4) 気 象

平成 27 年～令和元年の5年間について、本市における気象状況をとりまとめると、以下のようになる。

- ア. 気候的には、盆地型の内陸性気候であり、一般的に夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい。
- イ. 年間総雨量は約 1,647.4mm である。
- ウ. 降雨量が多いのは7月～10月で、最も降雨量が多い月は9月の 225.7mm である。逆に降雨量が少ない月は11月から2月であり、最も少ない月は2月の 56.4mm である。
- エ. 年平均気温は 15.9℃である。
- オ. 月平均気温が高いのは8月で、28℃である。また、低いのは1月で、4.3℃である。

また、気象庁のアメダスによる降水量を、過去 30 年間の平年値でみると、以下のようになる。

■降水量の平年値（平成3年～令和2年の30年間）

観測地	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
田原本	1308.3	51.9	58.3	98.1	89.1	123.5	169.8	171.8	128.5	147.6	140.4	76.7	52.3
葛城	1439.6	57.8	66.7	108.4	100.0	138.0	188.1	177.3	132.1	162.7	162.9	82.1	59.7

出典：気象庁

2. 社会的条件

(1) 人口等

平成2年以降の本市の人口推移を、国勢調査に基づいて示すと次表のとおりである。

本市では、これまで長年にわたり民間開発と土地区画整理事業の進展により宅地が増加し、これに伴って人口も増加し続けてきた。

一方、人口構成に関しては、令和2年の国勢調査によると、15歳未満が約15.3%、15～64歳が約60.8%、65歳以上が約23.9%で、県内の65歳以上の割合は本市が最も低い値となっている。しかし、出生率の低下により若年層の増加は見込めず、高齢化の進展により「逆釣り鐘」型の傾向を強めている。

■年次別人口推移表（単位：人）

年度	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	52,817	56,739	63,487	70,998	75,227	77,561	78,113

資料：国勢調査

次に、本市の都市環境に関しては、かつてはスイカ栽培等の農業が盛んな地域であったが、近年では急速な住宅開発が進み、大阪市を中心とする大都市圏のベッドタウンとして大きく変貌した。

さらに本市は、大和平野を中心とした12市12町1村からなる「大和都市計画区域」に含まれており、市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園・下水道等の都市整備を推進することが計画されている。

(2) 交通網

道路網は、大阪市から三重県津市を結ぶ国道165号、和歌山県新宮市から大阪府枚方市を結ぶ国道168号、及び大阪府松原市から名古屋方面にリンクする西名阪自動車道香芝インターチェンジがある。

鉄道網は、JR和歌山線、近鉄大阪線及び近鉄南大阪線が、本市の中心部を縦横に走り、8つの駅を有している。

(3) 土地利用

土地利用は、課税対象地の約半分を宅地が占め、農地（田畑）と山林が各2割程度となっている。また、市域の約半分が市街化区域に指定されており、その内の8割以上が住居系用途地域となっており、住宅地としての土地利用割合が多くなっている。

特に、大阪に近い立地条件と住宅地価の割安感などから、大規模な住宅団地等の宅地開発が進められてきた。

(4) 文化財等

本市は、平成5年度に市文化財保護条例を制定し、市指定文化財が31件指定されている。

その他、市内には、国指定文化財が4件、県指定文化財が8件ある。

第３節 災害のおそれのある区域・箇所、災害履歴

本市の災害のおそれのある区域・箇所については、法的規制等に関するもの、地震災害危険要因等に関するものがある。

Ⅰ. 法的規制等

(Ⅰ) 水防区域

市内では、県水防計画において、県管理河川重要水防箇所として葛下川（水防警報河川）、原川（水防警報河川以外の河川）が指定されている。

なお、葛下川（県知事指定・水位周知河川）において、水防法第 14 条に規定する洪水浸水想定区域が指定されている。また、令和 3 年 5 月の水防法改正を踏まえ、水防法第 14 条に基づく洪水浸水想定区域の指定については、水位周知河川以外の中小河川についても周辺に住宅等の防護対象がある場合には指定対象となったことから、県は、令和 5 年 5 月 30 日に関係する中小河川について洪水浸水想定区域図を公表した。

■本市に係る洪水浸水想定区域の指定対象河川

	河川名
ア※	葛下川、原川、尼寺川、平野川、竹田川、すがる川、鳥居川、初田川、熊谷川
イ※	滝川、岩谷川

ア※：市内を流下する河川

イ※：他市を流れる河川で「洪水浸水想定区域図」の浸水想定区域の範囲が市内までおよんでいる河川

(Ⅱ) 砂防指定地

砂防法（明治 30 年法律 29 号）に基づき、砂防設備を要する土地または治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として大臣が指定する。

(Ⅲ) 地すべり防止区域

ア. 定義

地すべり防止区域は、地すべりしている区域またはそのおそれが極めて大きい区域において、地すべりが助長されまたは誘発するおそれがあり、公共の利害に関連を有するものを地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条に基づき、大臣が指定する。

イ. 現況

市内での指定はない。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域

ア. 定義

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が30度以上の土地で、崩壊により相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあるもので、崩壊が助長されまたは誘発するおそれがないようにするため「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」第3条に基づき、知事が指定する。

イ. 現況

市内では3箇所指定されている。

(5) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

ア. 定義

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等（※）が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」第6条に基づき、知事が指定する。区域においては危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等（※）が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき、知事が指定する。区域においては特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制等が行われる。

（※）急傾斜地の崩壊等

- ①急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域等）
- ②土石流（扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域）
- ③地すべり（地すべりしている区域またはそのおそれのある区域等）

イ. 現況

市内では、土砂災害警戒区域は90箇所（市内に起点を有する急傾斜地の崩壊46箇所、土石流40箇所の計86箇所、隣接する奈良県内市町に起点を有する急傾斜地の崩壊1箇所、土石流1箇所の計2箇所、隣接する大阪府内市町に起点を有する急傾斜地の崩壊2箇所）、土砂災害特別警戒区域は67箇所（急傾斜地の崩壊34箇所、土石流33箇所）が、奈良県及び大阪府において指定されている。

(6) 山地災害危険地区（治山）

ア. 定義

山地災害危険地区とは、「平成7年10月20日付け林野庁長官通達 山地災害危険地区調査について」に基づき、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生または発生のおそれのある林野で、その危害が人家または公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいい、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区に区分されている。

イ. 現 況

県による調査の結果、山腹崩壊危険地区は、関屋北に5地区、今泉に2地区、穴虫に5地区、畑に1地区、田尻に1地区の合計14地区がある。

また、崩壊土砂流出危険地区は、関屋北に3地区、今泉に2地区、田尻に1地区、穴虫に3地区の合計9地区がある。

なお、地すべり発生危険地区はない。

(7) 防災重点農業用ため池

県は堤体が決壊した場合に下流の家屋や公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点農業用ため池」として指定しており、市内には50箇所ある。現在、防災工事等の必要性の有無を判断するため、防災重点農業用ため池の耐震性調査・劣化状況調査を順次実施している。

(8) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域

ア. 定 義

宅地造成等工事規制区域とは、宅地造成に伴い崖崩れまたは土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域内において、災害の防止のため宅地造成に関する工事等について規制する区域であり、「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」第10条に基づき、県知事が指定した区域をいう。

イ. 現 況

市内には宅地造成工事規制区域が1,220ha指定されている。

(9) 防火・準防火地域

ア. 定 義

防火・準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」第8条に基づき、市長が定めた地域をいう。

防火・準防火地域では、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第61条及び第62条で建物の階数や規模（延べ面積）により、耐火建築物あるいは準耐火建築物としなければならないことが定められている。

イ. 現 況

市内には準防火地域が指定されている箇所がある。

2. 地震災害危険要因等

(1) 危険物等災害

地震発生時に、二次災害の要因となるものとして危険物等がある。

市内には危険物の製造所はないが、貯蔵所は市内42箇所、取扱所は市内22箇所があ

る。

また、高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所が1箇所、火薬類製造業者が1箇所ある。

(2) 社会的混乱

ア. 延焼危険区域

火災による延焼危険区域は、主として建物密度が高くかつ木造建物が密集する地域があげられる。

また、焼失率が高くなることが予想される。

イ. 人口集中地域

人間の社会的活動の一環として人口が集中する地域があり、JR和歌山線の香芝駅や近鉄大阪線の五位堂駅及び近鉄下田駅では朝夕は混雑し、商店街でも多数の人々が往来している。

3. 災害履歴

(1) 風水害

本市に関する近年の風水害は、以下のとおりである。

■本市に係る近年の風水害

発生年月日	被害状況等
H9.7.13	13日の未明より降り出した雨は、8時から9時の1時間に29mmを記録した。そのため、葛下川が増水し床上浸水80棟、土砂崩れ1箇所、道路・田畑の冠水数箇所等の被害が生じた。
H10.9.22	平成10年台風第7号は、22日高知県室戸岬の東から紀伊水道を通り、13時過ぎ和歌山県御坊市付近に上陸、本市には15時頃に最も接近し最大瞬間風速56.8mを記録し、市内に大きな被害をもたらした。人的被害は軽傷者5名、家屋被害としては、全壊3棟、半壊3棟、一部損壊1,594棟、床下浸水2棟の被害が生じた。また、暴風により電柱が倒れ、市内の90%の家庭で停電が起こり完全復旧までに2日間を要した。
H19.7.16～17	集中豪雨により、下田栄橋付近で10数件が停電したほか、床上浸水3棟、床下浸水113棟、下田東栄橋付近の国道165号を挟んだ南北道路が崩落、信号や電柱が倒壊、小屋流出が発生した。
H26.10.5～6	平成26年台風第18号と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本太平洋側を中心に大雨となった。また、沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風となった。 (人的被害)重傷1名(香芝市)(強風により転倒し骨折)

<資料編>

資料 11-2 市における近年の風水害

(2) 地震災害

本市を含む奈良県内に係る近年の地震災害は、以下のとおりである。

■奈良県内に係る近年の地震災害

発生年月日	地震名称 (震央)	マグニチュード	被害状況等
H7.1.17	兵庫県 南部地震 (淡路島付近)	7.3	超近代過密都市を襲った直下型地震。1949年制定以来初めて、神戸市を中心とした阪神地域及び淡路島北部に震度7が観測された。全体で死者 6,433 人、行方不明者3人、全半壊 25 万棟以上に及ぶ。奈良は震度4。奈良県内の被害は負傷者 12 人、建物の一部損壊 15 件など比較的軽微。
H12.10.31	(三重県中部)	5.7	三重県で住家一部破損や水道管破断が発生、負傷者は6人。奈良県は南部で一部落石、崩土が発生。奈良県は震度4。
H16.9.5	(紀伊半島沖)	6.9	下北山村及び和歌山県新宮市で震度5弱。奈良県等で震度4。奈良県では一部で道路の落石及び小規模崩土が発生。下記地震の前震。
H16.9.5	(東海道沖)	7.4	下北山村並びに三重県及び和歌山県の一部で震度5弱。奈良県等で震度4。奈良県では負傷者6人が発生。
H30.6.18	大阪府 北部地震	6.1	大阪府で最大震度6弱。死者6名、内2名がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡した。 奈良県では、震度5弱(大和郡山市、御所市、高取町、広陵町)を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4～2を観測。奈良県内での被害は、軽傷4名、一部損壊 27 棟。

<資料編>

資料 11-1 奈良県の被害地震

第４節 災害の想定

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

この計画の作成に当たって、本市における地勢、地形・地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。

この計画において想定する主な災害は、次のとおりである。

Ⅰ. 地震災害

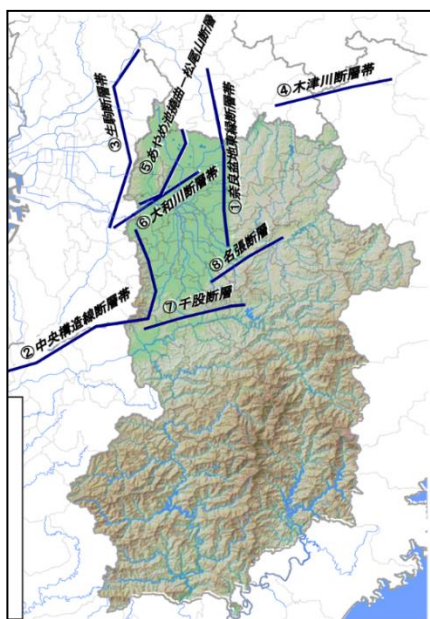
(Ⅰ) 想定地震

本計画の前提となる震災規模として、本市に最も大きな被害をもたらす可能性が高い中央構造線断層帯と海溝型による地震を想定した。

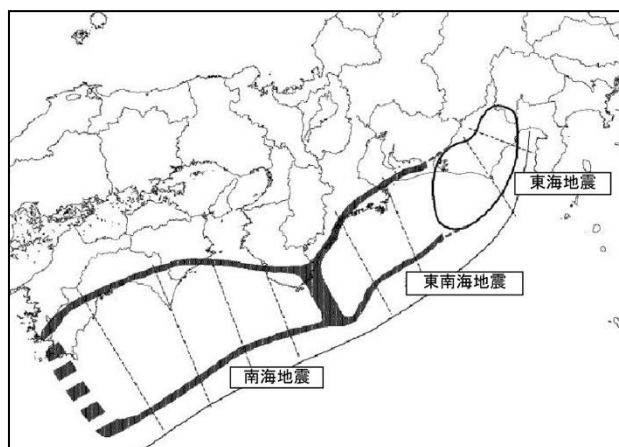
地震の規模	マグニチュード 8.0	中央構造線断層帯（長さ 74 km）
	マグニチュード 8.6	海溝型（東南海・南海地震同時発生）
地震発生時	冬の朝５時及び冬の夕方６時（火災による被害）	
気象条件	平均風速 10m／秒	

■ 想定地震

<内陸型地震の起震断層位置図>



<海溝型地震の想定震源域位置図>

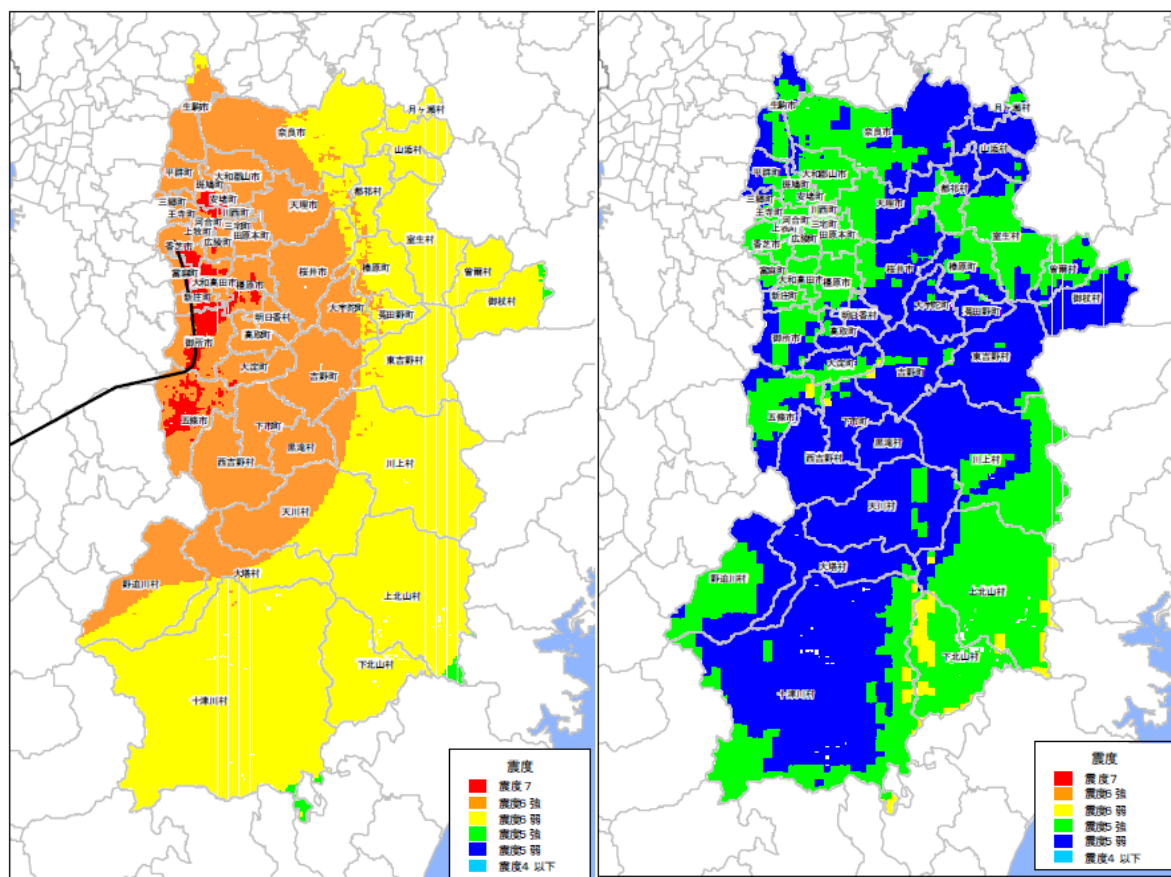


資料：第2次奈良県地震被害想定調査結果

■震度分布図

<中央構造線断層帯>

<東南海・南海地震同時発生>



(2)被害想定

平成16年第2次奈良県地震被害想定調査報告書によると、中央構造線断層帯及び海溝型(東南海・南海地震同時発生)に起因する地震の発生により、本市では下記のような被害が想定されている。

ア.推定震度

(ア)中央構造線断層帯

市内の全域で震度6強または7となり、山地や丘陵地に比べ、扇状地及び低地(以下、「低地部」という。)での震度が大きいことが予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

市内の全域で震度5強と予測される。

イ.液状化判定

(ア)中央構造線断層帯

低地部で液状化発生度が高いと予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

中央構造線断層帯と比べると液状化発生度は低く、低地部で液状化発生度が高いことが予測される。

ウ.建物被害

(ア)中央構造線断層帯

市内全域で、全壊 3,952 棟、半壊 2,715 棟と予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

市内全域で、全壊 15 棟、半壊 17 棟と予測される。

エ.延焼火災予測

(ア)中央構造線断層帯

県内では奈良盆地を中心に炎上出火が約 1,000 件になり、焼失件数は 15,000 棟を超えると予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

地震火災は発生しないと予測される。

オ.人的被害

(ア)中央構造線断層帯

市内全域で、死者 154 人、負傷者 842 人、避難者 22,244 人と予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

市内全域で、死者0人、負傷者6人、避難者 81 人と予測される。

カ.ライフライン被害

(ア)中央構造線断層帯

被害は甚大で断水 20,007 世帯、下水道 10.1km の被害を受け、停電 20,128 世帯、ガス 7,479 世帯、電話 2,794 世帯の被害が予測される。

(イ)海溝型(東南海・南海地震同時発生)

上水道は、935 世帯の断水があるが、下水道の被害はない。また停電 375 世帯、ガスについては 104 世帯が被害を受けるが電話に関しては被害がないと予測される。

キ.土木構造物の危険度

市域の道路盛土は、地盤状況が比較的良質な土質であるため危険度は低く、のり面状況も安定している。

■本市における地震被害の予測結果

種 別		中央構造線断層帯	海溝型 (東南海・南海地震同時発生)
予測震度		震度6強～7	震度5強
建物被害	全壊建物	3,952 棟	15 棟
	半壊建物	2,715 棟	17 棟
地震火災	炎上出火件数	44 件	—
	焼失建物	503 棟	—
人的被害	死 者	154 人	0 人
	負傷者	842 人	6 人
	避難者	22,244 人	81 人

注)平成16年第2次奈良県地震被害想定調査報告書による。

炎上出火件数及び焼失建物数は、地震発生後1日目の値である。

総人口は、平成23年1月1日現在の人口76,114人を用いている。

表中の各値は、想定条件に基づいた予測結果であり、災害の発生時間、状況等によって被害程度は異なる。

<参考>

南海トラフ巨大地震における奈良県の被害想定

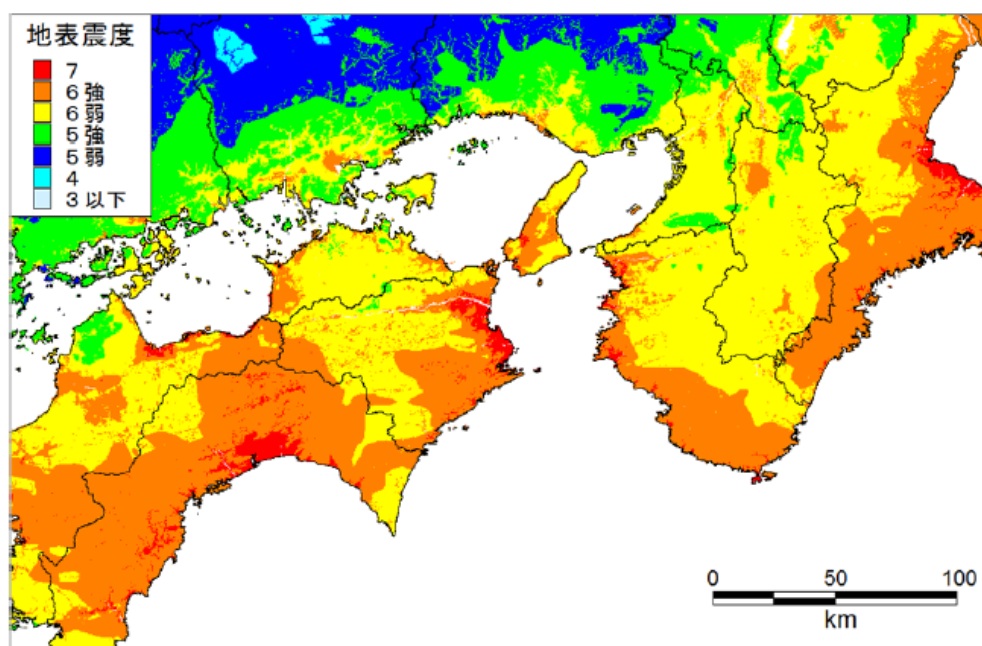
海溝型地震	想定最大 マグニチュード (M)	奈良県全体の被害想定			
		最大震度	死者 (人)	住家全壊 (棟)	避難者 (人)
南海トラフ 巨大地震	9.1	6強	1,300	38,000	260,000

※マグニチュードは、内閣府「南海トラフの巨大地震の想定震源断層域」より。

その他の情報は、内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について(建物被害・人的被害)」
(令和元年6月)より。(香芝市の最大震度は6強)

※今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に、また、10
年以内では30%と評価されている。(令和5年1月1日現在)

■震度分布図(陸側ケース)



陸側ケース 地表震度_近畿-四国

出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)追加資料(内閣府)

2. 風水害

本市における風水害の主要な要因としては、梅雨期や台風期の豪雨、近年の異常気象による集中豪雨が想定される。

水害については、都市化に伴い地表の多くが舗装される等、雨水の不浸透化が進み、豪雨時の中小河川では雨水流入量が排水能力を上回るおそれがあり、氾濫に対する注意が必要である。

また、農地の宅地化やため池の埋立て等によって市域の遊水機能が低下し、洪水到達時間が短くなっているため、中小河川が合流する葛下川の流量が増加し、破堤・溢水等が起こりやすくなっている。

一般に、このような川沿いの地域は排水能力が低く、浸水すれば滞水時間が長くなる危険性を有している。

さらに、台風期には、突風により建物の屋根や塀に被害が生じるとともに、電柱の倒壊や電線の切断等、ライフライン施設に被害が生じるおそれがある。

ア. 台風による災害

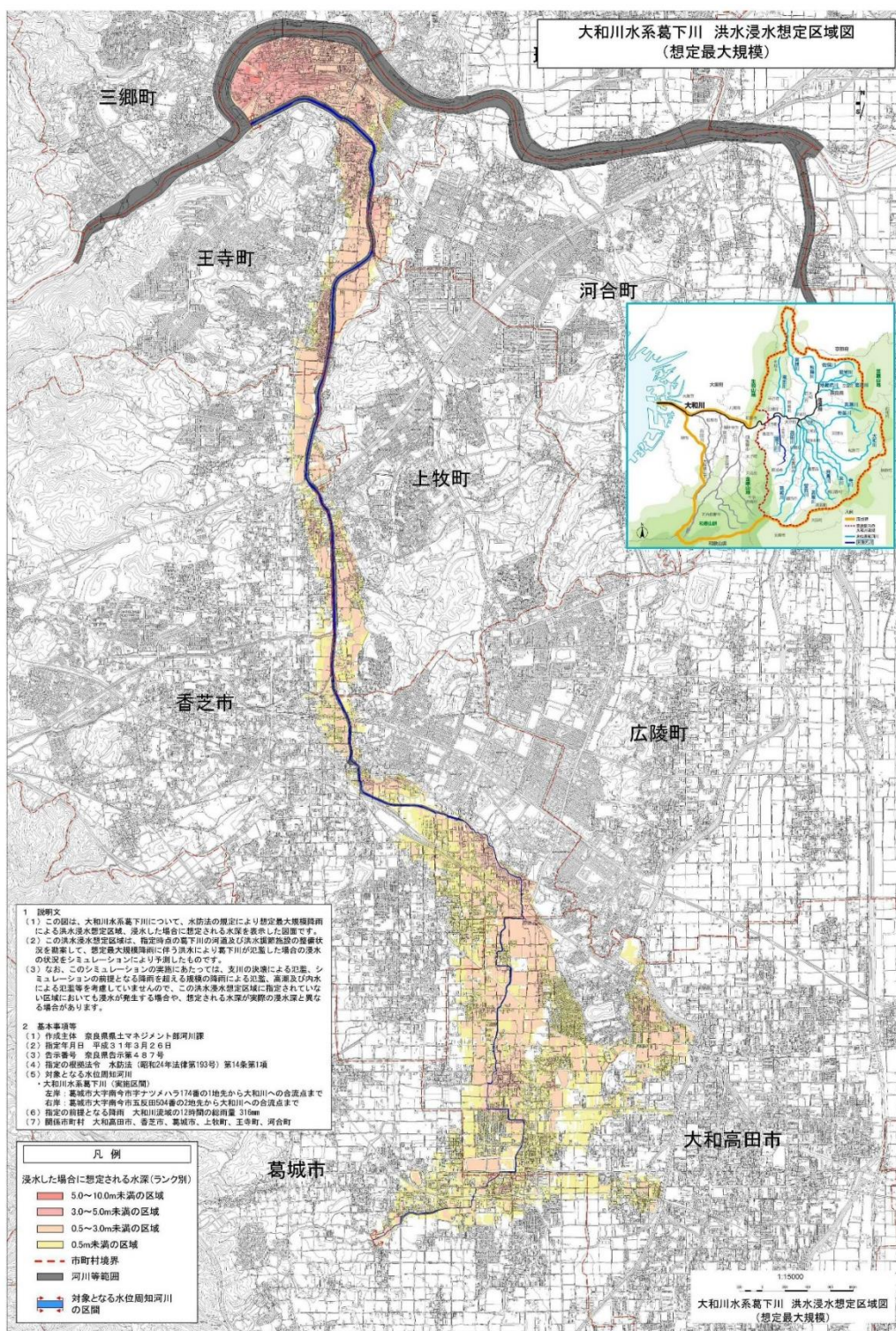
イ. 集中豪雨等異常降雨による災害

以下に、水防法の規定により県が指定した葛下川の洪水浸水想定区域を示す。

■基本事項

作成主体	奈良県
指定年月日	平成31年3月26日
告示番号	奈良県告示第487号
指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
対象となる 水位周知河川	大和川水系葛下川 (実施区間:左岸葛城市大字南今市字ナツメハラ174番の1地先から大和川への合流点まで、右岸葛城市大字南今市字五反田504番の2地先から大和川への合流点まで)
指定の前提となる 想定降雨量	<想定最大規模> 柏原地点上流域の12時間総雨量316mm <計画規模> 流域全体に24時間総雨量195mm ピーク時の1時間に69mmの降雨がある場合
関係市町	香芝市ほか2市3町

■ 葛下川洪水浸水想定区域



出典：奈良県県土マネジメント部河川整備課

なお、水防法の規定により県が指定した中小河川の洪水浸水想定区域は、以下の資料編に示す。

<資料編>

資料Ⅱ-Ⅰ 各河川の洪水浸水想定区域図

3. その他の災害

本市における地震災害及び風水害以外の災害として、下記の災害を想定する。

- ア. 市街地等における大規模火災及び林野火災
- イ. 危険物の爆発等による災害
- ウ. 航空機、鉄道等による災害
- エ. その他による災害

第５節 防災に関する基本方針

本市では、昭和 57 年の豪雨により、葛下川、竹田川、尼寺川をはじめとする河川の増水により多数の市民が浸水等の被害にあい、その生活が脅かされることとなり、災害防止のための河川改修等の治水事業を実施してきた。平成 10 年には台風7号により市内の多くの建物で屋根や塀等が破損したほか、電柱や電線等のライフラインにも大きな被害が生じ、数日間にわたり生活に支障を来すこととなった。平成 19 年の集中豪雨では葛下川等の堤防崩れや一部道路の崩落、さらに浸水被害が 116 棟に達した。また、平成7年1月 17 日未明に発生した阪神・淡路大震災は 6,400 人以上、平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災は約 16,000 人の尊い命を奪い、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。

地域防災計画の策定に当たっては、過去の災害を教訓にして、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災に関する基本方針（防災ビジョン）が必要となっている。

防災行政は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

本市では、住宅の密集と集合住宅増加、危険物施設及び多数の人が集中するスーパーマーケット等の大規模建築物の増加により、地震や火災等が発生した場合に、複合的及び広域的災害となる危険性が增大する傾向にあるため、特に発災直後は人命に関わる事項への対応が急務となる。

このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、災害による被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、市、消防機関及び他の関係機関の機能充実と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、紀伊半島大水害や東日本大震災等の被災経験のある自治体の事例や教訓を踏まえ、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。

また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図る。

Ⅰ. 行政の責務と市民の心がまえ

市と県、関係機関等は、緊密な連携のもとに、生命の安全を第一にして防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市長は、消防機関、消防団等の組織の整備、公共的団体その他防災関連組織、自主防災組織の充実を図るとともに、市民の自発的な防災活動の促進を図る。

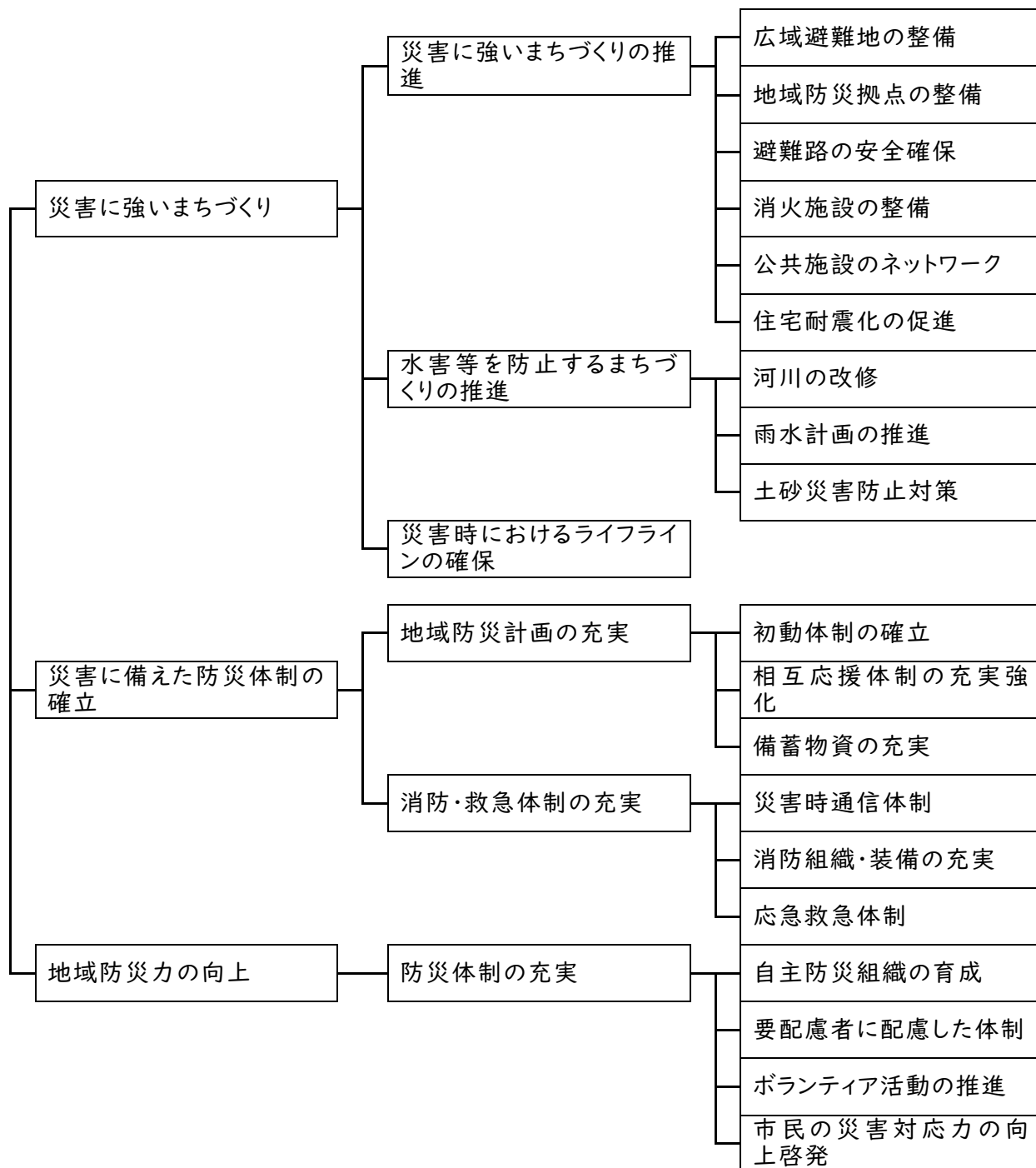
市民、事業所等は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

特に、大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であり、日常における防災対策を心がける。

2. 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

■防災に関わる基本方針（防災ビジョン）



注) 防災基本計画、香芝市総合計画等を踏まえて作成

(Ⅰ) 災害に強いまちづくり

ア. 災害に強いまちづくりの推進

(ア) 広域避難地の整備

香芝市スポーツ公園及び香芝総合公園を、大規模災害時に広域避難地として利用できる防災機能を備えた公園として整備する。

(イ) 地域防災拠点の整備

指定緊急避難場所・指定避難所となる学校等の公共建築物については耐震化を進めると同時に、自家発電装置や太陽光発電装置、災害用備蓄倉庫や浄化型プールを整備し、災害時にも地域の防災拠点として機能する体制を整備する。

(ウ) 避難路の安全確保

消防車が進入できないような狭あい道路については、拡幅整備を行い早期消火が可能な基盤整備を行うと同時に沿道の不燃化、耐震化を促進し、学校等の一時避難地への避難路としての安全を確保する。

(エ) 消火施設の整備

耐震性貯水槽など震災時にも消火活動が可能な施設の整備を進める。

(オ) 公共施設のネットワーク

防災性に優れた道路・公園等の公共施設ネットワークを実現するため、安全市街地形成土地区画整理事業等の面的基盤整備事業の導入を図る。

(カ) 住宅耐震化の促進

地震に強いまちの形成に向けて、旧耐震基準で建設された住宅等の耐震化に向けて、広報等により市民の意識啓発や補助制度の周知を推進するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。

イ. 水害等を防止するまちづくりの推進

(ア) 河川の改修

溢水や堤防の決壊を防止するため、県施工の葛下川をはじめとする市内の河川改修を推進する。

(イ) 雨水計画の推進

豪雨時の洪水被害を防止するため、雨水計画に基づく事業を推進する。

また、河川の増水の抑制や大和川本流への負荷の軽減を図るため、公共施設やため池を利用した雨水貯留浸透施設を整備する等、雨水の貯留、浸透にも十分に配慮した整備を進める。

(ウ) 土砂災害防止対策

土砂災害から生命及び身体を保護するための対策の推進を図り、集中豪雨や地震による土砂流出や崖崩れに備えた砂防事業や急傾斜地崩壊対策を推進する。

ウ. 災害時におけるライフラインの確保

地震等の大規模な災害時においても断水を極力防止するため、老朽化した上水道管の取替や管路監視システムの導入を推進するとともに、応急給水資材の充実を図り、断水時でも直ちに飲料水が届けられる対策を講じる。

下水道施設においては、管更生や災害用マンホールトイレシステムの整備等による防災

対策を講じる。

また、電気、ガス、電話等その他のライフラインについても、事業者に対して災害時の安定供給等の確保を要請していく。

(2) 災害に備えた防災体制の確立

ア. 地域防災計画の充実

(ア) 初動体制の確立

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、周知徹底に努める。

また、市、市民・事業所、関係機関は災害直後の初動体制を整備し、災害時の役割分担を明確にして、確実に計画内容を実行できるようにする。

(イ) 相互応援体制の充実強化

災害協定自治体との連携強化を進めるとともに、大規模な災害に備えて、近隣市町との相互応援体制の充実強化を推進する。

また、支援を受ける際には迅速かつ円滑に受けることができるよう、受援体制についても整備を進める。

(ウ) 備蓄物資の充実

災害に備えた備蓄物資の充実を進めるとともに、各学校区単位程度の市内各地区への災害備蓄物資の拠点となるべき施設の整備を図る。

イ. 消防・救急体制の充実

(ア) 災害時通信体制

防災行政無線をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

(イ) 消防組織・装備の充実

奈良県広域消防組合の組織、装備の充実を図るとともに、地域社会における消防防災の中核として、消防団の装備の充実及び人員の確保、女性消防団員の加入促進を図る。

(ウ) 応急救急体制

応急救急のための装備及び技術の高度化を図るとともに、医療機関との連携をさらに緊密化する。

(3) 地域防災力の向上

ア. 防災体制の充実

(ア) 自主防災組織の育成

大規模な災害時においては、行政の緊急救援活動が行きわたらないことを前提としなければならない。災害時においては、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくするので、市民の役割は極めて重要になってくる。

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また高齢化等に

よる要配慮者が増加しているので、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなってくる。

市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

(イ) 要配慮者に配慮した体制

高齢者、障がい者、病人、観光客、外国人等のいわゆる要配慮者の支援強化を推進する。

(ウ) ボランティア活動の推進

災害時のボランティアの受入体制を整備すると同時に、平常時のボランティア活動を支援し、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりを行う。

(エ) 市民の災害対応力の向上啓発

防災教育や防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚及び個人の災害時の防災活動力の向上を図るとともに、AED（自動体外式除細動器）や人工呼吸等の方法について、救命講習などにより普及啓発を図る。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等は、おおむね次の事務または業務を処理する。

1. 香芝市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
香 芝 市	1. 市防災会議に関する事務 2. 気象予警報等の連絡 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の耐震性の向上 11. 都市の防災構造の強化 12. 上水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び指定緊急避難場所・指定避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 市災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受け入れ準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難情報の発出 11. 指定緊急避難場所・指定避難所等の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の搜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市地域防災計画に基づく復旧復興対策の実施

2. 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
香芝警察署		1. 被災情報の収集・伝達 2. 救出・救助活動 3. 避難誘導 4. 交通規制の実施 5. 社会秩序の維持	
高田土木事務所	1. 所管公共土木施設の耐震化と整備 2. 水防力の整備強化 3. 火災拡大要因の除去 4. 緊急輸送網の整備 5. 都市の防災構造の強化	1. 被災公共土木施設の応急対策 2. 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 3. 被災建築物の応急危険度判定	1. 被災公共土木施設の復旧 2. 被災公共建築物の復旧
中和保健所	1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備 6. 上水道の確保体制の整備 7. 火葬場等の確保体制の整備	1. 医療、助産救護 2. 医療ボランティア 3. 防疫等応急保健衛生対策 4. 給水対策	被災医療、保健衛生施設の復旧

3. 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区 警察局	1. 近畿管区内広域緊急 援助隊の合同警備訓 練の実施 2. 気象予警報の伝達 3. 管区内各府県警察に 対する災害対策の指 導・調整	1. 警察災害派遣隊の派遣に関 する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用	
近畿総合 通信局	1. 災害時に備えての電 気通信施設の高度 化、整備の促進及び 電波の監理 2. 非常通信協議会の指 導育成 3. 情報伝達手段の多様 化・多重化の促進	1. 災害時における通信手段の 確保 2. 災害対策用移動通信機器等 の貸し出し	
近畿財務局 奈良財務 事務所			1. 災害復旧事業費 査定の立会 2. 金融機関に対す る緊急措置の指 導要請 3. 地方公共団体に 対する単独災害 復旧事業費（起 債分）の審査及 び災害融資 4. 地方公共団体に 対する災害短期 資金（財政融資 資金）の融資 5. 国有財産の無償 貸付等に関する こと
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納 期の延長に関す ること 3. 雇用給付金の支 給等に関すること
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等 の災害防止事業の指 導並びに助成 2. 農作物等の防災管理 指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の安	1. 各種現地調査団 の派遣 2. 農地、農業用施 設等に係る災害 復旧事業の指導 並びに助成

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		定供給幹旋	3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督	1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保	1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 災害対応の応援	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確	

第Ⅰ編 総則

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局 八尾空港 事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	1. 災害時における航空機による搜索救難の調整及び関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整	
奈良 地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	被災地域への支援情報の提供
近畿地方 環境事務所			1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

4. 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1)防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2)災害派遣計画の作成 (3)災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の搜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路または水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与または譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

5. 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
株式会社NTTドコモ	電気通信設備の保全と整備	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受け入れ・配分の連絡調整
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
大阪ガス株式会社 (ネットワークカンパニー 北東部導管部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
関西電力株式会社 (奈良支店) 関西電力送配電株式会社 (奈良本部)	1. 電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧
日本郵便株式会社		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
日本放送協会 奈良放送局	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
日本通運株式会社 (奈良支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送

6. 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 毎日放送	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
朝日放送 テレビ 株式会社 朝日放送 ラジオ 株式会社			
一般社団法人 奈良県 医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT) の編成及び派遣体制 の整備	災害時における医療の確保及び 医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期 復旧 2. 指定避難所の医 療救護及び保健 衛生の確保
一般社団法人 奈良県 病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及 び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び 医療救護班の派遣	医療機関の早期復 旧
一般社団法人 奈良県 歯科医師会	1. 歯型による身元確認 等の研修 2. 歯科医療救護班の編 成及び派遣体制の整 備	1. 災害時における歯科医療の 確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 指定避難所への 口腔ケア班の派 遣による肺炎予 防活動 2. 歯科医療機関の 早期復旧
公益社団法人 奈良県 看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	災害支援ナースの派遣要請及び 派遣調整	
一般社団法人 奈良県 薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指 導 2. 医薬品等集積所における医 薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県LPガ ス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策	LPガスによる災 害 の復旧
公益社団法人 奈良県 トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
奈良県土地 開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の 復旧

7. 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域 消防組合 香芝消防署	1. 防災に関する施設並 びに組織の整備と訓 練 2. 災害に関する予警報 の連絡	1. 災害情報等の収集及び必要 な広報 2. 災害の防除、警戒、鎮圧 3. 要救助被災者の救出、救助 4. 傷病者の救出、応急手当、搬 送 5. その他、防災会議が必要と認	

第1編 総則

第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		める事務または業務	
農業協同組合 森林組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保あつせん 3. 県、市が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資またはあつせん
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 3. 奈良県災害福祉支援ネットワークの運営	1. 市町村災害ボランティアセンターの運営支援 2. 奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣	
社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置、運営訓練災害応急対策		市災害ボランティアセンターの運営
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化等特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力あつせん	1. 商工業者への融資あつせん実施 2. 災害時における中央資金源の導入
報道機関	1. 市民に対する防災知識の普及 2. 市民に対する予警報等の周知徹底	市民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
公益社団法人 奈良県獣医師会		1. 災害時の被災動物の救護 2. 災害時の被災動物飼養者への支援	

第7節 市民・事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、隣近所の市民や事業所が協力して、消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、市民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努める。

市は、市民・事業者の自助・共助の重要性認識のための啓発強化に努める。

Ⅰ. 市民の役割

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、防災対策に寄与するように努める。

(Ⅰ) 個人の役割

ア. 自己管理

「自らの安全は自らが守る」(自助)という防災の原点に立ち、市民はその自覚を持ち、災害に備えて食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らが行う。

また、防災訓練や防災に関する講演会等への積極的な参加、防災についての家族での話し合い、災害時の対処法の習得、安否確認の方法や指定緊急避難場所・指定避難所、避難ルートの確認などを行い、被害の拡大防止に努める。

イ. 市民としての役割認識

「自らの地域は自らで守る」ことを原則に、平常時からコミュニティの形成とともに、近隣の地域住民と協力して初期消火・救助活動ができるよう、防災力の向上に努める。

ウ. 応急対策活動への協力

正確な情報の把握及び伝達、出火の防止措置及び初期消火、負傷者の救助及び救護、要配慮者への支援、適切な避難、指定避難所の自主運営など応急対策活動を積極的に行う。

また、市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

(2) 自主防災組織の役割

ア. 自主防災体制の確立

大規模災害発生直後の行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである「共助」が大きな力となる。

このため、「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

イ. 応急対策活動への協力

市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

2. 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

(1) 災害予防計画

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え、計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、建築物の耐震性向上、施設及び設備等の安全管理、防災訓練の実施や従業員への防災知識の普及、防災資機材や飲料水、食料及び生活必需品の備蓄を図る。

さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の作成に努める。

(2) 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災訓練、防災活動に積極的に協力する。

(3) 応急対策活動への協力

民間事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、事業継続上の取り組みを継続的に実施するとともに、市が実施する防災に関する施策への協力に努める。

第8節 計画の修正及び周知徹底

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要がある時は香芝市防災会議において修正する。

また、香芝市防災会議の開催は年間 1 回の開催を原則とし、本計画の修正に当たっては、原則として次の手順で行うが、資料編の修正事項については、必要に応じて、会長の権限において修正し、次の防災会議に報告する。

- ア. 香芝市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- イ. 香芝市防災会議を開催し、防災計画を審議・決定する。
- ウ. 災害対策基本法第 42 条第5項の規定に基づき、知事に報告するとともに、市民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、市広報紙や市ホームページに掲載する等により周知する。

2. 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市の全職員はもとより、関係機関、その他防災に関し重要な施設の管理者等に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底する。

